東京大学教養学部規則

昭和２６年７月１０日
評議会可決
沿革

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）中、各学部において定めるように規定されている事項及び東京大学教養学部（以下「本学部」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本学部における教育課程、試験、進学、休学及び卒業等については、この規則に定めのあるもののほか、本学部教授会の議を経て、これを定める。

（課程）

第２条　本学部の課程は、前期課程及び後期課程とする。

（教育研究上の目的）

第２条の２　前期課程は、特定の専門分野に偏らない総合的な視野を獲得させるリベラル・アーツ教育を行い、同時に専門課程に進むために必要な知識や知的技能を身につけ、専門的なものの見方や考え方の基本を学びとらせることを目的とする。

２　後期課程は、学際的・統合的な研究と教育の発展を前提として、専門分野の基礎学力の養成、専門分野間の横断や融合や統合を可能にする総合的理解力・判断力の養成、問題解決能力を備えた社会的リーダーシップをとりうる人材の養成、世界に開かれた視野と発信力の養成を教育研究上の目的とする。

３　後期課程の各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（学期）

第３条　学期は、学部通則第４条第２項及び第３項により別に定められるところによる。

第２章　前期課程

（科類及びコース）

第４条　前期課程の学生（以下第２章において「学生」という。）は、次のうち入学を許可された科類に所属する。

文科一類　　文科二類　　文科三類
理科一類　　理科二類　　理科三類

２　文科三類及び理科二類に、国際教養コースを設ける。

（教育課程）

第５条　学生が履修すべき授業科目及び取得すべき単位数は、別表第１に定めるところによる。

２　単位数の計算基準については、別に定める。

（履修科目の届出）

第６条　学生は、指定する期間内に、所定の様式により履修しようとする授業科目の届出をしなければならない。

２　届出をしない授業科目は、履修することができない。

（履修科目の登録単位数の上限）

第６条の２　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定める。

２　学部長は、所定の単位を優れた成績をもって取得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（履修科目の修了）

第７条　前条による届出をした科目を履修し､試験に合格した者に対して所定の単位を与える。

（試験成績の評点）

第８条　試験成績の評点は、優上、優、良、可及び不可の５等とし、優上、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

２　前項の規定にかかわらず、別に定める一部の科目については、合格又は不合格の評点によることができる。

（前期課程修了の要件）

第９条　前期課程を修了するためには、学部通則第２条に規定する年限以上在学し、別表第１に定める各授業科目を履修し、所要の単位数を取得しなければならない。

（進学内定の辞退）

第９条の２　学生は、指定する期間に、所定の様式により届出をした場合には、後期課程への進学の内定を辞退することができる。この場合において、前条に定める修了要件を満たしていても、当該届出をした年度に前期課程を修了することはできない。

第３章　後期課程

（学科、分科及びコース等）

第１０条　後期課程に次の３学科を置き、各学科に次の分科及びコースを設ける。

学　　科	分　　科	コ　ー　ス
教養学科	超域文化科学分科	文化人類学
		表象文化論
		比較文学比較芸術
		現代思想
		学際日本文化論
		学際言語科学
		言語態･テクスト文化論
	地域文化研究分科	イギリス研究
		フランス研究
		ドイツ研究
		ロシア東欧研究
		イタリア地中海研究
		北アメリカ研究
		ラテンアメリカ研究
		アジア・日本研究
		韓国朝鮮研究
	総合社会科学分科	相関社会科学

		国際関係論
		国際日本研究
学際科学科		科学技術論
		地理・空間
		総合情報学
		広域システム
		国際環境学
統合自然科学科		数理自然科学
		物質基礎科学
		統合生命科学
		認知行動科学
		スポーツ科学

２　第１項の各学科に、分科及びコースのほか、次のプログラム及び副専攻を設ける。

教養学科

教養学科サブメジャー・プログラム

学際科学科

学際科学科サブプログラム

統合自然科学科

統合自然科学科サブプログラム

副専攻

３　前２項に定めるもののほか、後期課程に学科横断型の次のプログラムを設ける。

学融合プログラム

（進学の要件）

第１１条　前期課程から後期課程に進学するには、第９条に定める前期課程修了の要件を満たさなければならない。

（教育課程）

第１２条　後期課程においては、専門教育科目を履修させるものとする。

２　単位数の計算基準については、別に定める。

第１３条　各学科において履修すべき授業科目及び取得すべき単位数は、別表第２の定めるところによる。

第１４条　削除

第１５条　学生は、所属以外の学部（以下「他学部」という。）、学科、分科及びコース並びにグローバル教育センターの科目を履修することができる。

（履修科目届及び試験等）

第１６条　履修科目の届出、履修科目の修了及び試験については、第６条及び第７条の規定を準用する。

（試験成績の評点）

第１７条　試験成績の評点については、第８条の規定を準用する。

（卒業の要件）

第１８条　学部通則第２６条及び第２７条の定めるところにより、本学部を卒業して学士（教

養）の学位を得るためには、学部通則第３条の定める在学期間中に、所属学科（分科及びコース）において別表第２に定める授業科目を履修して、所要の単位数を取得しなければならない。

第４章　再入学、研究生、長期履修学生制度等

（再入学等）

第１９条　学部通則第９条及び第１０条に定める再入学、後期課程への入学、転学部を志願する者の取扱いについては、別に定める。

（既に修得した授業科目の取扱い等）

第２０条　前条の規定により入学した学生の授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限及び在学年限については、別に定める。

（研究生）

第２１条　研究生の取扱いについては、学部通則第１０章に定めるもののほか、別に定める。

（長期履修学生制度）

第２２条　学部通則第２条第２項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、前期課程及び後期課程のそれぞれにおいて、学部長はその計画的な履修を認めることができる。

２　前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成５年４月１日から施行する。

２　次の各号の一に該当する者については、なお従前の例による。

(1)　平成５年３月３１日に前期課程又は後期課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者

(2)　平成５年４月１日から平成６年３月３１日までの間に後期課程の教養学科第一（総合文化）、教養学科第二（地域文化）及び教養学科第三（相関社会科学）に進入学する者

附　則

１　この規則は、平成７年４月１日から施行する。

２　平成７年３月３１日以前に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成８年３月８日から施行し、改正後の東京大学教養学部規則の規定は、平成７年１０月１日から適用する。

２　平成６年３月３１日以前に教養学科第三（相関社会科学）に進入学し、引き続き在学する者の取得すべき最低単位数については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　平成１０年３月３１日以前に本学部後期課程に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

2　平成１０年３月３１日以前に本学部後期課程に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

2　平成１２年３月３１日以前に入進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１３年１０月１日から施行する。

2　平成１３年９月３０日以前に入進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１４年１０月２２日から施行し、改正後の東京大学教養学部規則の規定は、平成１４年１０月１日から適用する。

2　平成１５年３月３１日以前に後期課程に進学又は入学した者については、改正後の第１０条及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１５年１０月１日から施行する。

2　平成１６年３月３１日以前に本学部後期課程に進学又は入学した者については、改正後の第１０条及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

2　平成１８年３月３１日以前に本学部前期課程に入学した者については、改正後の別表第１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

2　平成１９年３月３１日以前に本学部後期課程に進入学し､引き続き在学する者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２０年３月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

2　平成２３年３月３１日以前に本学部後期課程に進入学し、引き続き在学する者については、改正後の第１０条、第１５条、第１８条及び別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　改正後の教養学科、学際科学科及び統合自然科学科については、平成２５年４月１日以後から進学又は入学することができるものとする。

4　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

2　平成２４年３月３１日以前に本学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の第４条、第１０条、別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　改正後の前期課程国際教養コースについては、平成２４年１０月１日以後から入学することができるものとする。

4　改正後の後期課程教養学科国際日本研究コース及び同学際科学科国際環境学コースについては、平成２６年１０月１日以後から進学することができるものとする。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２７年９月１日から施行する。

2　平成２７年８月３１日以前に本学部に入学又は進学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

2　平成２８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の第１０条第１項及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

2　平成２９年３月３１日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

2　平成３０年３月３１日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者につ

いては、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和２年３月３１日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の第１０条第４項及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　令和５年３月３１日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の第１０条及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　改正後の統合自然科学科スポーツ科学コースについては、令和５年４月１日以後から進学又は入学することができるものとする。

附　則

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年３月３１日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和５年９月２５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年３月３１日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　令和８年３月３１日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第１（第５条、第９条関係）

別表第２（第１３条、第１８条関係）

沿革

東京大学教養学部規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第１章　学部

沿革情報
◆昭和２６年０７月１０日　評議会可決
◇昭和２７年０９月３０日
◇昭和２９年０６月２２日
◇昭和２９年０９月２１日
◇昭和３２年１２月１０日
◇昭和３３年１０月２１日
◇昭和３５年１２月２０日
◇昭和３６年０３月１４日
◇昭和３６年１１月２１日
◇昭和３７年０１月２３日
◇昭和３７年０３月２０日
◇昭和３７年０６月１９日
◇昭和３８年０３月１９日
◇昭和３８年０６月１８日
◇昭和３８年０９月１７日
◇昭和３９年０３月１７日
◇昭和４０年０２月１６日
◇昭和４１年０１月１８日
◇昭和４２年０９月１９日
◇昭和４５年０４月０１日
◇昭和４７年０４月０１日
◇昭和４８年０４月０１日
◇昭和４８年１０月０１日
◇昭和４９年０４月０１日
◇昭和５１年０４月０１日
◇昭和５１年１１月１０日
◇昭和５２年０４月０１日
◇昭和５３年０４月０１日
◇昭和５６年０４月０１日
◇昭和５７年０４月０１日
◇昭和５８年０２月１５日

◇昭和５８年０４月０１日
◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６０年０４月０１日
◇昭和６１年０４月０１日
◇昭和６２年０４月１０日
◇昭和６３年０４月０１日
◇平成０１年０３月０２日
◇平成０１年０４月０１日
◇平成０１年０４月１８日
◇平成０２年０４月０１日
◇平成０３年０４月０１日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０４年１０月０１日
◇平成０５年０４月０１日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０８年０３月０８日
◇平成０８年０３月１９日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成１１年０４月０１日
◇平成１２年０４月０１日
◇平成１３年０９月２６日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１４年１０月２２日
◇平成１５年０９月０９日
◇平成１６年０９月０９日
◇平成１７年０１月２７日
◇平成１８年０３月２８日
◇平成１９年０２月１４日
◇平成２０年０２月０７日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２０年０３月２８日
◇平成２０年０８月１９日
◇平成２１年０２月０５日
◇平成２１年０９月２５日
◇平成２２年０３月１６日
◇平成２３年０２月２２日
◇平成２４年０２月２２日
◇平成２６年０２月１８日
◇平成２６年０８月０７日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２７年０７月０２日

◇平成２８年０２月１６日
◇平成２９年０２月２１日
◇平成３０年０３月２０日
◇平成３１年０２月１９日
◇令和０２年０１月２７日
◇令和０３年０３月２３日
◇令和０４年０１月１８日
◇令和０５年０９月２５日
◇令和０６年０３月１４日
◇令和０８年０３月０５日